

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により下記のとおり
歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月16日

上越市長 中川 幹太

記

1 委託事務の内容

くろかわ診療所における使用料及び手数料の徴収事務

2 委託先

名 称：一般財団法人 上越市地域医療機構 理事長 矢澤 正知
住所または事務所の所在地：上越市南高田町6番9号

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで